

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人市県民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、個人市県民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢原市長

公表日

令和2年6月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人市県民税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法、その他の関係法令及び条例等に定める地方税のうち住民税(個人市県民税)の賦課に関する事務。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民、国税庁及びeLTAXシステムから申告情報、並びに、事業所、日本年金機構及びeLTAXシステムから支払報告書を取得し住民税額を計算し賦課決定(通知書等発送)を行う。 ・申告内容の精査、申告のない者への調査などを適時実施する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から課税・所得証明書を発行する。 <p>①申告受付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民、国税庁及びeLTAXシステムから申告情報(確定申告書、市県民税申告書、法定調書)を收受する。 ○事業所、日本年金機構及びeLTAXシステムから支払報告書(給与支払報告書・公的年金報告書)を收受する。 ○受付したデータの一部を委託業者に提供し、電子データ化する。 ○住民の申告に基づき住民税課税支援システムで申告書を作成する。 <p>②課税業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○賦課に必要な住所情報、生活保護情報、障害者情報などMICJET番号連携サーバを経由して取得する。 ○①の各種申告情報を個人住民税システムに取り込み、申告内容の精査を行う。 ○精査後、課税資料を個人で名寄せし住民税額を算出する。 <p>③賦課決定(通知書等発送)業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民税が特別徴収(給与からの天引き)の場合、事業所等に特別徴収に関する通知書を送付する。納税者は事業所等を経由して特別徴収決定通知書が交付される。 ○住民税が普通徴収(本人が納付)の場合、納税者に納税通知書等を送付する。 ○住民税が公的年金等特別徴収(公的年金等からの天引)の場合、市と年金保険者間で公的年金等特別徴収事務に関するデータの送受信をeLTAXシステムを利用して行う。 ○住民税情報から課税・所得証明書を発行する。 ○住民税情報から課税・所得証明書のコンビニ交付を行う。 <p>④調査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○扶養控除等の対象要件の調査 ○各種支払調書等課税資料の調査 ○給与支払報告書未提出事業所の調査 ○申告書等の未提出者の調査 ○調査結果により①の申告内容に変更が生じた場合など、再度住民税額を算出し③の賦課決定(通知書等発送)業務を行う。
③システムの名称	個人住民税システム、住民税課税支援システム、eLTAXシステム、MICJET番号連携サーバ、庁内基本情報連携システム、コンビニ証明書交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<別表第二における情報提供の根拠> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 <別表第二における情報照会の根拠> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号 別表第二(27) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
地方税共同機構、総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊勢原市総務部文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 Tel0463-94-4867
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊勢原市総務部市民税課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 Tel0463-74-5428

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月15日	I-1 ②事務の内容	—	○住民税情報から課税・所得証明書のコンビニ交付を行う。	事前	事後で足りるものの任意
平成29年4月28日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	伊勢原市市民生活部市民協働課	伊勢原市総務部文書法制課	事後	事後で足りるものの任意
平成30年7月13日	I-1 ③システムの名称	個人住民税システム、課税原票管理システム、eLTAXシステム、MICJET番号連携サーバー、庁内基本情報連携システム	個人住民税システム、課税原票管理システム、eLTAXシステム、MICJET番号連携サーバー、庁内基本情報連携システム、コンビニ証明書交付システム	事後	事後で足りるものの任意
平成30年7月31日	I-4 ②法令上の根拠		「<別表第二における情報提供の根拠>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」に次の2項を追加する。 第19条第7号 別表第二(38、85の2) 「<別表第二における情報提供の根拠>・行政	事後	事後で足りるものの任意
平成30年7月31日	I-5 ②所属長の役職名(様式変更前 ②所属長)	市民税課長 門倉 誠	市民税課長	事後	事後で足りるものの任意
平成30年7月31日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月31日時点	平成30年7月31日時点	事後	事後で足りるものの任意
平成30年7月31日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月31日時点	平成30年7月31日時点	事後	事後で足りるものの任意
令和1年6月28日	6 他の評価実施機関	地方税電子化協議会、総務省	地方税共同機構、総務省	事後	事後で足りるものの任意
令和1年6月28日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	Tel.0463-94-4711	Tel.0463-94-4867	事後	事後で足りるものの任意
令和1年6月28日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	Tel.0463-94-4711	Tel.0463-74-5428	事後	事後で足りるものの任意
令和1年6月28日	IV リスク対策		(様式変更に伴う記載追加)	事前	様式変更に伴う
令和2年6月26日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日時点	令和1年6月28日時点	事後	特定個人情報保護の再評価
令和2年6月26日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日時点	令和1年6月28日時点	事後	特定個人情報保護の再評価
令和2年6月26日	I-1 ②事務の概要	(略) ①申告受付業務 ○住民、国税庁及びeLTAXシステムから申告情報(確定申告書、市県民税申告書、法定調書)を收受する。 ○事業所、日本年金機構及びeLTAXシステムから支払報告書(給与支払報告書・公的年金報告書)を收受する。 ○受付したデータの一部を委託業者に提供し、電子データ化する。 (略)	(略) ①申告受付業務 ○住民、国税庁及びeLTAXシステムから申告情報(確定申告書、市県民税申告書、法定調書)を收受する。 ○事業所、日本年金機構及びeLTAXシステムから支払報告書(給与支払報告書・公的年金報告書)を收受する。 ○受付したデータの一部を委託業者に提供し、電子データ化する。 ○住民の申告に基づき住民税課税支援システムで申告書を作成する。	事後	事後で足りるものの任意

